

■全国高等学校等安全互助会連絡協議会第6回研修会が開催されました

平成29年11月22日(水) 静岡市のクーポール会館において、標記の研修会が開催されました。加盟団体15団体のうち13団体が参加、総勢33名の研修会となり、共済室からは吉谷が参加させていただきました。鈴木敏彦会長からの挨拶の後、さっそく講義と研究協議が行われました。

共済室からの講義では、まず埼玉大会で説明した「P T A等共済事業の現状と法人運営」の補足説明を行いました。次に会員団体からの事前アンケートでと会計や財務諸表等に関する意見や要望があったことから、「共済団体の財務諸表等～基礎知識から見方まで～」をテーマとし約90分ほど説明させていただきましたことになりました。

講義の様子

これまででも、財務諸表等や会計をテーマとした研修は、平成26年に開催された福岡大会や文科省での研修等で2～3回ほど実施しましたが、決算内容を理解しそれを役員や社員/評議員等に伝えるには難しいようです。

今回は福岡大会の資料をベースに、公益法人会計基準、移行法人の公益目的支出計画、共済関係の独特な会計処理等について、現在の共済事業の実態に近い、あるいは実際の財務諸表等も紹介する資料づくりと説明になりました。

もともと共済団体の財務諸表等は、公益法人会計基準に基づいて作成するもので、利益を追求する一般企業のそれとは、同じ内容でも表記が異なる等の場合があります。さらに、共済事業独特な責任準備金等の積立によって、財務諸表等を一見すると大きな赤字に見えていても、資金ベースで考えると実態としては黒字である場合がある等、注意深く判断する必要もあります。また、それを理事や社員/評議員等に理解できるように話すためには、まずは事務局が理解することが必要となってきます。

研究協議では、加入者が減少傾向にあるなか共済金支払が増え続く状況における課題、事務処理の効、役員の役割と責任を再確認する意見等、かなり具体的な意見交換となりました。

■共済法と関連する法律やその主な規定 (第8回 商業登記法・商業登記規則/全12回)

理事、監事又は評議員の就任又は退任があったときは、P T A・青少年教育団体共済法規則第39条に基づき届出が必要となります。この時、法人の登記事項証明書を添付書類として出しています。

法人の登記は、商業登記法に基づき、法人の名称・所在地・理事や監事の名前等、一定の事項について商業登記簿に記載して公示するため「登記」をする制度です。役員の就任に伴う登記申請では、登記申請書の他、就任承諾書が必要ですが、平成27年2月から、それらに加え、住民票や運転免許証の写し等本人確認証明書の添付が必要となりました。(再任の場合は除く)

登記自体は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づくものですが、これは商業登記規則の変更に伴うものです。

商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)

(添付書面)

第六十一条 定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記すべき事項につき無効又は取消しの原因が存することとなる申請については、申請書に、定款又は裁判所の許可書を添付しなければならない。

2～3 省略

4 設立(合併及び組織変更による設立を除く。)の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任(再任を除く。)による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。

5 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「設立時取締役」とあるのは「設立時代表取締役又は設立時代表執行役」と、同項後段中「取締役」とあるのは「代表取締役又は代表執行役」とする。

6 代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役(取締役を兼ねる者に限る。)が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

7～11 省略

■おしらせ

- 平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者に対する課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- 立入検査に際して支援が必要な場合は、お早めに連絡いただければと思います。
- 決算時の経理処理等の御相談はお早めにお願いたします。
- 平成29年度第2回のP T A等共済法研修会は、自治体向け2月1日(木)、団体向け2月2日(金)の予定です。申込受付の締め切りは、平成30年1月17日となっております。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：1月上旬＞

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般社団法人群馬県PTA安全互助会(共済事業開始：平成24年4月)

本会は平成5年3月に任意団体として共済事業を開始し、平成23年度の「PTA・青少年団体共済法」の施行を受け、翌年度に一般社団法人の認可を受けて現在に至っています。事業内容については毎年精査をしておりますが、現在は共済金・見舞金の給付事業を中心に、郡市PTA連合会が実施する安全普及啓発活動等に対する補助金交付事業、県PTA連合会との共催による安全普及啓発活動などを行っています。併せて、組織の改善にも取り組んでおり、諸規程の整備もその一つで、文科省共済室のご指導をいただきながら必要なものはほぼそろいました。また、理事全員を対象にした研修会を毎年行って、理事の資質向上に努めています。

法人設立から6年を経て、補償内容や会費の見直しをしつつ、広報活動を積極的に行い、県内各学校にその新しい形での存在が周知されるようになりました。全県的に学校の統廃合や児童生徒数の減少が進む中で、毎年2～3校の新規加入を開拓して加入率を上げています。今後も、安定的に事業が実施できるよう事業内容の見直しや組織の整備改善に努め、各単位PTAが安心して活発な活動ができるようにすることが本会の役割と考えております。(事務局 園部守央)



理事研修会



事務局

左から 園部さん 安藤局長 荻原さん



事業説明会

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会(共済事業開始：平成25年4月)

息を切らして登った神之木台の事務所から、官庁街や山下公園・大棧橋さらに赤レンガ倉庫などが間近な横浜の中央に移転して2年になります。教育委員会や郵便局、銀行なども近くとても便利で、もう長年居るような感覚になっています。移転と合わせて鍵のかかる書庫等も整備し快適な執務環境となり、日常業務は滞りなく進められています。共済がスタートして5年目、昨年度の給付件数は2,161件と過去最高件数となり、金額も1億3千万円でした。やはり、会員数の減少と給付件数・金額の増加が大きな課題です。

毎年夏に実施している県高等学校PTA連合会と県立学校長会の役員の方々との『運営懇談会』での意見交換等を踏まえて、更なる課題解決に向けて頑張っていこうと考えております。また、各学校への事業説明会(写真参照)も今年度は管理職対象とし、説明方法も資料も一新しました。毎年9月発行の会報も他の団体を参考にさせていただきリニューアルしました。前例に倣いながらも状況の変化を的確にとらえた運営をしていかなければと考えております。最後に、全国事務局の仕事も任期を満了し、静岡県立高等学校安全振興会へ引き継ぐことができました。横浜での3回の役員会・2回の研修会そして沖縄県・岐阜県・埼玉県と開催された全国大会も皆様のご協力により無事に実施することができました。誠にありがとうございました。今後とも宜しく願いいたします。(事務局長 関明)

PTA等共済室

- 11月4日(土)～5日(日)九州地区子ども会育成研究協議会(沖縄大会)(吉谷)
- 11月4日(土)～5日(日)指定都市地区子ども会育成研究協議会(北九州大会)(三島)
- 11月11日(土)～12日(日)東北地区子ども会育成研究協議会(秋田大会)(吉谷)
- 11月17日(金)日本PTA年次表彰式・優良PTA文部科学大臣表彰(都内)(佐藤補佐、他)
- 11月22日(水)全国高等学校等安全互助会連絡協議会第6回研修会(静岡市)(吉谷)



全国高等学校等安全互助会
連絡協議会 第6回研修会

■ 認可団体の平成28年度財務状況等

	加入者数		共済金支払(件数)		共済金支払(金額)	
	前年比	前年比	前年比	前年比		
平均値	0.979	1.09	1.05			
最小値	0.900	0.06	0.63			
最大値	1.010	2.98	1.89			

○加入者は減少傾向。
 ○共済金支払は件数金額ともに微増。団体によっては前年比2～3倍に。
 ○当期の事業の実績を示す当期経常増減額は収支プラスの団体が増加。
 ○認可後3年を経過した団体が増え、収支の変動要素である既発生未報告支払備金の積立額も平準化し、全体として財務状況は安定してきたと思われる。

当期経常増減額(団体数)

	H27	H28
プラス	12	12
マイナス	12	8

■ 編集後記

毎年、職場で実施される定期健康診断。これは、労働安全衛生法第66条に基づき、事業者が労働者に対して医師による健康診断を行うものです。労働者はこれを受けなければなりません。労働安全衛生規則第44条で1年以内ごとに1回と規定されています。共済団体に対する定期健康診断とも言える立入検査は、共済法第18条に基づき実施しているものです。年1回は、行政に業務や財務について確認してもらい、是正すべき点や改善した方がよい点についてお互いに共有しあうものです。共済法に基づいて認可されている事業ですので、さまざまな規定については守っていただく必要があります。また、共済規程は各団体ごとに違いがあり、これは加入者に約束していることでもあります。文科省では、今年もすでに4自治体、5共済団体の立入検査に同行させていただきました。法に規定されていることができていなかったり、自分たちの共済規程の規定を理解していなかったりと非常に基本的なことができていなかったりするケースが見受けられます。共済金の支払い件数が増加し業務量が増加しているなかで、余裕がなくなってきたのかもしれませんが、健康診断と同じです。自覚症状があったり、再検査の指示があるときは、立ち止まってよく考えてみましょう。自己点検も必要です。(PTA等共済室:定期健康診断は大事と再認識の吉谷) 本号の発行遅延、心からお詫びいたします。皆さま今年も大変お疲れさまでした。良いお年をお迎えください。